



西諸広域管内の救急車台数変更について (6台から5台運用へ)



次の理由により、中央消防署救急車を2台から1台に変更します。

1 総務省消防庁の示す「消防力の指針」による配置台数（人口2万人に1台）

2 救急事案重複時の消防車によるバックアップ体制が充実していること。

※運用しない1台の救急車は、「予備車」とします。

不測の事態や新型コロナウイルス感染者の移送等に備えます。

1台になっても、現場での「処置」は、遅れることはありません。

救急車不在の場合には、消防車両に救急隊員（救急救命士）が乗車し現場に出場します。

救急隊の応急処置と救急救命士の特定行為について（医療行為）

～応急処置（主なもの）～

- (1) 自動式心マッサージ器
- (2) 在宅療法の継続
- (3) ショックパンツを使用した血圧保持等
- (4) 血圧測定
- (5) 聴診器を使用した心音・呼吸音聴取
- (6) 血中酸素飽和度測定
- (7) 心電図測定等
- (8) 経鼻エアウェイによる気道確保
- (9) 喉頭鏡、マギール鉗子による異物除去
- (10) 酸素投与・人工呼吸

～特定行為～

- (1) 自動体外式除細動器による除細動
(平成16年7月から救急救命士以外の救急隊による実施可能)
- (2) 静脈路確保のための輸液
- (3) ラリングアルマスク等、器具による気道確保
- (4) 気管挿管
- (5) 薬剤(アドレナリン)投与
- (6) 自己注射が可能なアドレナリン製剤の使用
- (7) 血糖測定、ブドウ糖投与、心肺機能停止前輸液